

令和 3 年度

登別市定期監査報告書

登別市監査委員

登 監 第 208 号

令和4年1月31日

登 別 市 長 小笠原 春 一 様

登 別 市 議 会 議 長 辻 弘 之 様

登 別 市 教 育 委 員 会 教 育 長 武 田 博 様

登 別 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 和 田 卓 士 様

登 別 市 農 業 委 員 会 会 長 逢 坂 裕 明 様

登別市監査委員 佐 藤 紀 清

登別市監査委員 村 井 寿 行

令和3年度監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

なお、監査の実施に当たっては、登別市監査基準に準拠した。

定期監査報告書

1 監査の期間

令和3年9月16日から令和4年1月27日まで

2 監査の対象部局

総務部、市民生活部、保健福祉部、観光経済部、都市整備部、会計室、教育委員会、消防本部・署、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

3 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年9月30日までに執行された財務に関する事務及び令和2年度執行分の給付等事務、契約等事務、財産管理事務

4 監査の方法

財務に関する事務、給付等事務、契約等事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務が法令に適合し、正確で、予算に基づき適正に執行されているかを主眼とし、実施にあたってはあらかじめ資料の提出を求めるとともに、関係書類の抽出による検査を実施し、関係職員から内容について説明を受けた。

抽出した関係書類は別表1から3のとおり。

なお、現地監査については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため実施を見送った。

別表 1

給付等事務 (抽出)

対象部局	事業名
保健福祉部	高齢者等介護用品給付事業
観光経済部	エール建設券発行事業

別表 2

業務委託契約・物品売買契約等 (抽出)

対象部局	契約名	契約業者
総務部	登別市強靱化計画策定業務委託	株式会社 エイト日本技術開発 札幌支店
市民生活部	指定ごみ袋等保管・搬送業務委託	株式会社 東洋興業
	指定ごみ袋等の交付及びごみ処理手数料の収納業務委託	有限会社ホリタドラッグ外57件 (令和2年4月1日現在)
保健福祉部	新型コロナワクチン接種に関するコールセンター業務委託	J P ツーウェイコンタクト 株式会社
観光経済部	(仮称)登別市情報発信拠点施設建設基本設計委託	日本都市設計 株式会社
	(仮称)登別市情報発信拠点施設建設(外構)実施設計委託	株式会社 シビテック
	(仮称)登別市情報発信拠点施設建設(建築)実施設計委託	日本都市設計 株式会社
	市有財産売買契約	株式会社北海道マリンパーク
	カルルス温泉サンライバスキー場改札ゲートシステム設置等業務委託	株式会社トレンド
都市整備部	登別市管内橋梁点検業務委託	パブリックコンサルタント 株式会社
	来馬演習場周辺排水路工事に係る全体計画調査業務委託	株式会社 シン技術コンサル
	登別市公共下水道若山浄化センター外再構築基本設計(ストックマネジメント実施計画)に係る技術的援助業務委託	日本下水道事業団
	登別温泉浄水場更新実施設計業務委託	株式会社 N J S 札幌事務所
	除雪ドーザ 13 t 級	北海道運搬機株式会社室蘭支店
教育委員会	幌別中学校校舎耐震工事監理委託	株式会社 ドーコン
	登別市G I G Aスクール用端末	株式会社 大塚商会 札幌支店
消防本部	消防本部新庁舎建設実施設計委託(造成)	株式会社 ドーコン
	消防本部新庁舎建設(建築)実施設計委託	株式会社 創建社

別表 3

工事契約等 (抽出)

対象部局	施設名等	契約業者
都市整備部	千歳団地1号棟外壁屋根等改修工事	山福 福島建設 株式会社
	鷺別学田路線凍害防止工事	株式会社 北信建設
	鷺別学田路線外2舗装工事	富士建設 株式会社
	新生町1丁目改良工事	株式会社 宮武建設
	常盤町地区污水管渠移転補償工事	株式会社 北都建設
	若草第1配水池耐震補強工事	株式会社 草塩建設
	登別温泉浄水場更新事業(水処理プラント)	メタウォーター・新栄事業共同 企業体
教育委員会	幌別中学校校舎耐震改修・大規模改造(外壁)工事	株式会社 和田工務店
	幌別中学校校舎大規模改造(屋根防水)工事	ミウラ塗装工業・上田商会 一般共同企業体
	幌別中学校校舎大規模改造(屋根板金)工事	浜田金属板金・千葉板金工業 一般協同企業体
	市民プール屋根防水改修工事	株式会社 東亜・ソロ・リフォーム

5 監査の結果

監査対象事務事業の執行については、全体を通じておおむね適正に処理されていると認められた。また、前回の定期監査の指摘事項の多くが改善されたが、事務執行の一部において是正、改善等を要する指摘事項があった。

監査の際にみられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査の過程において担当グループに対し指導を行った。

なお、特に改善を要するものについては、主管部署のみに関わるものは主管部署で調査検討のうえ改善し、全部署に関わるものについては、しかるべき部署が全部署に改善を指示するなどの措置を講じるとともに、各グループ等の管理監督者は業務の遂行にあたっては、根拠となる関係法令などを確認し、適切な方法で事務処理するよう望むものである。

各部署における監査の内容及び意見は、次のとおりである。

(1) 収入事務

領収書（登別市財務会計規則第51条）に関する事務について

【全庁】

領収書の記載について、消せるボールペンを使用した事例や使用済領収書に貼付する領収書使用報告の領収書金額を誤記している事例がみられた。

領収書は、現金の受領に係る重要な証拠書類であることから、その取扱いには十分留意すべきである。

今回みられた事例は、領収書の基本的な取り扱いに関するものであるため、今後は職員が領収書の基本的な事務処理方法を認識するための措置を講じるとともに確認体制を整えるなど、改善に向けた取組みを望むものである。

(2) 支出事務

支出負担行為に関する事務について

【全庁】

支出負担行為書について、登別市財務会計規則第81条に規定する「支出負担行為に必要な書類」が添付されていない事例や登別市事務決裁規程に定められた決裁区分と相違している事例が複数みられた。

支出負担行為書については、登別市財務会計規則や登別市事務決裁規程を確認し、適正な事務の執行に対する意識を高めるとともに、確認体制を整えるなど、改善に向けた取組みを望むものである。

(3) 給付等事務

【保健福祉部・観光経済部】

給付等に関する事務については、支給の可否及び額の決定などについて関係書類、その他必要な書類を対象に検査した結果、適正に処理されていると認められた。

(4) 契約等事務

【全庁】

契約等に関する事務については、契約の方法、締結などが関係法令などにに基づき適正に行われているかについて、入札書、契約書、検査調書、その他関係書類の検査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、過去の定期監査において指摘した随意契約の理由について、改善が見られるものの、一部に不明瞭なものが見受けられたため、理由を明瞭にするようさらなる改善を望むものである。

(5) 財産管理事務

【全庁】

公有財産等調書、行政財産使用許可調書、物品購入契約等調書、郵便切手受払簿、金券交付簿の管理状況について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(6) その他の事務

出納取扱金融機関等に対する検査について

【都市整備部】

前回の定期監査において指摘した下水道事業会計、水道事業会計、簡易水道事業会計における出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関への検査については、本年2月または3月実施予定である。